

2 府内の環境基準の類型指定状況

(1) 河川

あてはめ 水域名	設定の種類 及び年月日	見直しの状況	該当類型及 び達成期間	地点統 一 番 号	環境基準地点名	範 囲	備 考
宇治川(1)	関45.9.1		Aハ	1-1	隠元橋	山科川合流点より上流	
宇治川(2)	"		Bハ	2-1	淀川御幸橋	山科川合流点から三川合流点まで	山科川合流点を含む。
桂川上流	"		Aイ	3-1	渡月橋	渡月橋より上流	渡月橋を含む。
桂川下流(1)	"		Bイ	4-1	西大橋	渡月橋から天神川合流点まで	
桂川下流(2)	"	見直し (府8.3.29)	Bロ	5-1	宮前橋	天神川合流点から 宇治川合流点まで	天神川合流点を含む。
鴨川上流(1)	"	見直し (府53.3.24)	Aロ	20-1	出町橋	高野川合流点より上流	高野川合流点を含む。
鴨川上流(2)	"	見直し (府53.3.24) (府8.3.29)	Aイ	21-1	三条大橋	高野川合流点から 勸進橋まで	勸進橋を含む。
鴨川下流	"	見直し (府8.3.29)	Bハ	7-1	京川橋	勸進橋より下流	
木津川(2)	環47.11.6		Aロ	8-1	笹瀬橋	久米川合流点から名張川合流点まで	
木津川(3)	"		Aイ	9-1 9-2 9-3	恭仁大橋 水橋 木津川御幸橋	名張川合流点から 淀川合流点まで	名張川合流点を含む。
由良川上流	府49.4.1		AAイ	10-1	安野橋	大野ダムより上流	
由良川下流	"		Aイ	11-1 11-2 11-3 11-4 11-5	山家田橋 以久瀬橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋	大野ダムより下流	
野田川	府51.7.20		Aロ	12-1 12-2	六反田橋 堂谷橋	全域	
竹野川	府52.3.25		Bハ	13-1	荒木野橋	全域	
小畑川上流	府53.3.24		Cロ	14-1	京都市・長岡京市境界点	京都市と長岡京市の境界より上流	京都市と長岡京市境界点を含む。
小畑川下流	"	見直し (府8.3.29)	Cロ	15-1	小畑橋	京都市と長岡京市の境界より下流	
大谷川	"		Eロ	16-1	二ノ橋	全域	
高野川上流	"		AAイ	17-1	三宅橋	花園川合流点より上流	花園川合流点を含む。
高野川下流	"	見直し (府8.3.29)	Aイ	18-1	河合橋	花園川合流点より下流	
清滝川	"		AAイ	19-1	落合橋	全域	
田原川	府8.3.29		Aロ	22-1	蛭橋	全域	
弓削川	"		Aイ	23-1	寺田橋	全域	
園部川	"		Aハ	24-1	神田橋	全域	
犬飼川	"		Bロ	25-1	並河橋	全域	
有栖川	"		Bハ	26-1	梅津新橋	全域	
天神川	"		Bハ	27-1	東海道本線下	全域	
和束川	"		Aイ	28-1	菜切橋	全域	
棚野川	"		Aイ	29-1	和泉大橋	全域	
高屋川	"		Aイ	30-1	黒瀬橋	全域	
上林川	"		Aイ	31-1	五郎橋	全域	
八田川	"		Aイ	32-1	八田川橋	全域	
犀川	"		Aイ	33-1	小貝橋	全域	
土師川	"		Aイ	34-1	土師橋	全域	
牧川	"		Aイ	35-1	天津橋	全域	
宮川	"		Aイ	36-1	宮川橋	全域	
伊佐津川	"		Aイ	37-1	相生橋	全域	
河辺川	"		Aイ	38-1	第一河辺川橋	全域	
大手川	"		Aロ	39-1	京口橋	全域	
福田川	"		Aイ	40-1	新川橋	全域	
宇川	"		Aイ	41-1	宇川橋	全域	
佐濃谷川	"		Aハ	42-1	高橋橋	全域	

(注) 1 設定の種類及び年月日、見直しの状況：「関」は閣議決定、「環」は環境庁告示、「府」は京都府告示  
 2 達成期間：「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

(2) 海域

あてはめ水域名	設定の種類 及び年月日	見 直 し の 状 況	該当類型及 び達成期間	地点統一 番 号	環境基準地点名	範 囲
舞鶴湾(1)	府50.3.18		Aハ	601-1	N 35° -29' -23" MA-3 E 135° -23' -30" (念仏鼻地先)	別記1の(1)の水域
				601-2	N 35° -28' -08" MA-4 E 135° -19' -48" (檜崎地先)	
舞鶴湾(2)	"		Aイ	602-1	N 35° -30' -47" MA-1 E 135° -20' -22" (キンギョ鼻地先)	別記1の(2)の水域
				602-2	N 35° -29' -36" MA-2 E 135° -21' -36" (恵比須崎地先)	
若狭湾西部宮津湾	府51.7.20		A口	603-1	N 35° -34' -48" M-1 E 135° -13' -00" (江尻地先)	別記2の(1)の水域
				603-2	N 35° -32' -20" M-2 E 135° -12' -03" (島崎地先)	
若狭湾西部阿蘇海	"		Bハ	604-1	N 35° -33' -30" A-1 E 135° -10' -00" (野田川流入点)	別記2の(2)の水域
				604-2	N 35° -33' -52" A-2 E 135° -10' -56" (中央部)	
				604-3	N 35° -34' -30" A-3 E 135° -11' -43" (溝尻地先)	
若狭湾西部若狭湾	"		Aイ	605-1	N 35° -32' -06" W-1 E 135° -18' -00" (栗田湾沖)	別記2の(3)の水域
				605-2	N 35° -37' -54" W-2 E 135° -16' -14" (波見崎沖)	
				605-3	N 35° -40' -19" W-3 E 135° -19' -22" (鷺崎沖)	
山陰海岸東部 山陰海岸	府52.3.25		Aイ	606-1	N 35° -44' -54" S-1 E 135° -06' -50" (竹野川沖)	別記3の(1)の水域
				606-2	N 35° -39' -06" S-2 E 134° -55' -07" (久美浜湾沖)	
山陰海岸東部 久美浜湾	"		A口	607-1	N 35° -38' -10" K-1 E 134° -54' -12" (湾口部)	別記3の(2)の水域
				607-2	N 35° -36' -34" K-4 E 134° -54' -12" (湾奥部)	

別 記

- (1) 舞鶴市捻松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ崎から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である(舞鶴湾(1))。
  - (2) 舞鶴市金ヶ崎から0度に引いた線、同市博奕岬から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である(舞鶴湾(2))。
- 若狭湾西部水域は、丹後半島経ヶ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面崎の府県境と同地点から真方位24度1.2kmの点と舞鶴市毛島から真方位84度1.5kmの点を結ぶ線とその点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和49年京都府告示第179号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)を除いた水域である。
 

このうち、

  - (1) 宮津湾は、宮津市黒崎の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
  - (2) 阿蘇海は、宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
  - (3) 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。
- 山陰海岸東部水域は、京都府と兵庫県との境界である陸岸から、京都府と福井県の境界である陸岸の地点に至る地先海域であって、若狭湾西部水域(昭和51年京都府告示第415号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)に係る部分を除いた水域である。
 

このうち、

  - (1) 山陰海岸は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜湾に係る部分を除いた水域である。
  - (2) 久美浜湾は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜町小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。

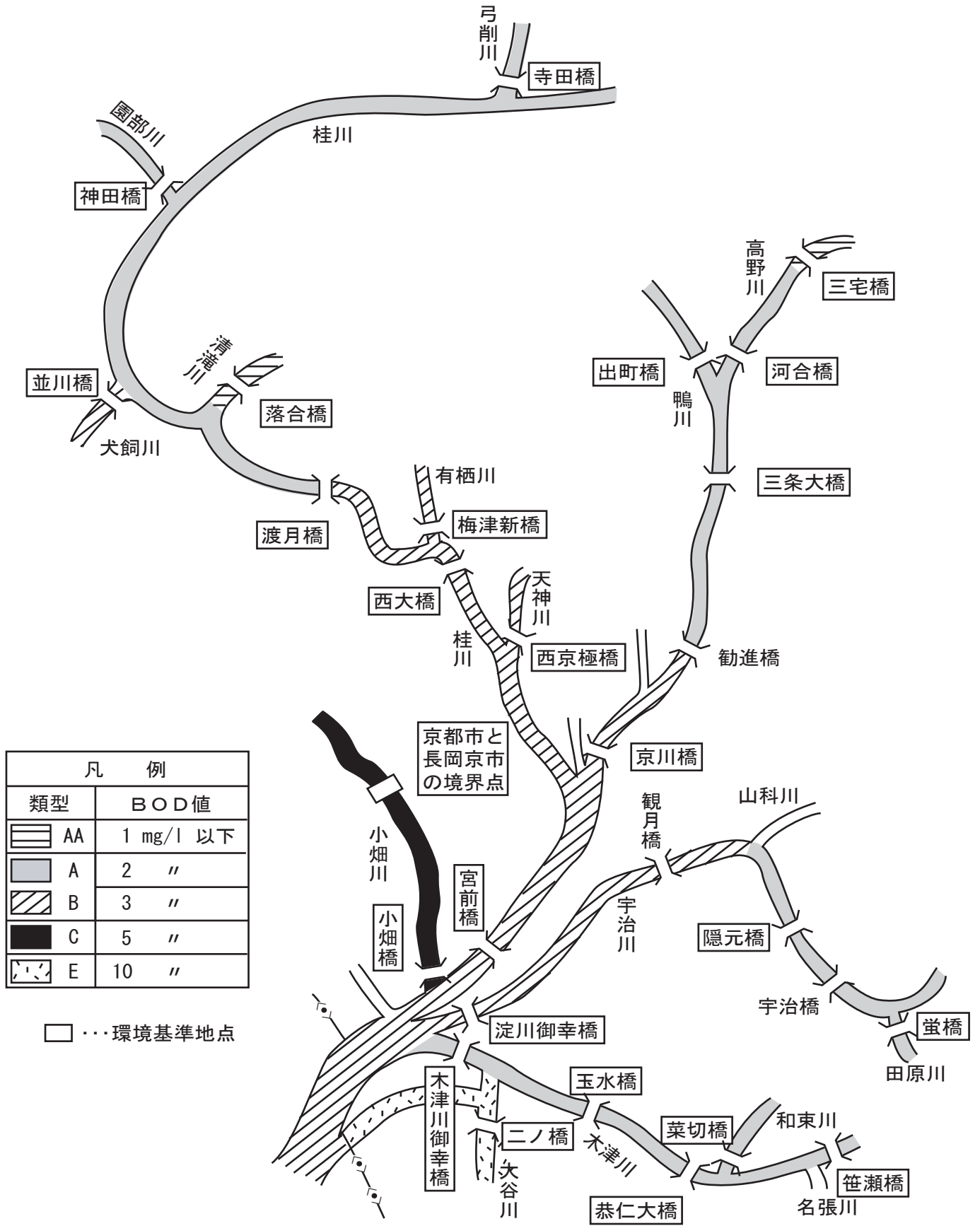
(3) 海域の全窒素及び全<sup>りん</sup>燐

水域統一 番号	あてはめ 水域名	設定の種類 及び年月日	見直し の状況	該当類型及 び達成期間	地点統一 番号	環境基準地点名 ((2)と同じ緯度・経度)	範囲
601	舞鶴湾(ア)	府8.3.29		Ⅱイ	601-1 601-2	念 仏 鼻 地 先 檜 崎 地 先	別記1の水域
602	舞鶴湾(イ)	〃		Ⅱイ	602-1 602-2	キ ン ギ ヨ 鼻 地 先 恵 比 須 崎 地 先	別記2の水域
603	宮津湾	〃		Ⅱイ	603-1 603-2	江 尻 地 先 島 崎 地 先	別記3の水域
604	阿蘇海	〃		Ⅱハ	604-1 604-2 604-3	野 田 川 流 入 点 中 央 部 溝 尻 地 先	別記4の水域
607	久美浜湾	〃		Ⅱロ	607-1 607-2	湾 口 部 湾 奥 部	別記5の水域




別記

- 1 舞鶴市捻松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ崎から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
- 2 舞鶴市金ヶ崎から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(ア)に係る部分を除いた水域である。
- 3 宮津市黒崎と同市波美崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
- 4 宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
- 5 久美浜湾南防波堤灯台から233度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。

(4) 環境基準の類型指定状況図



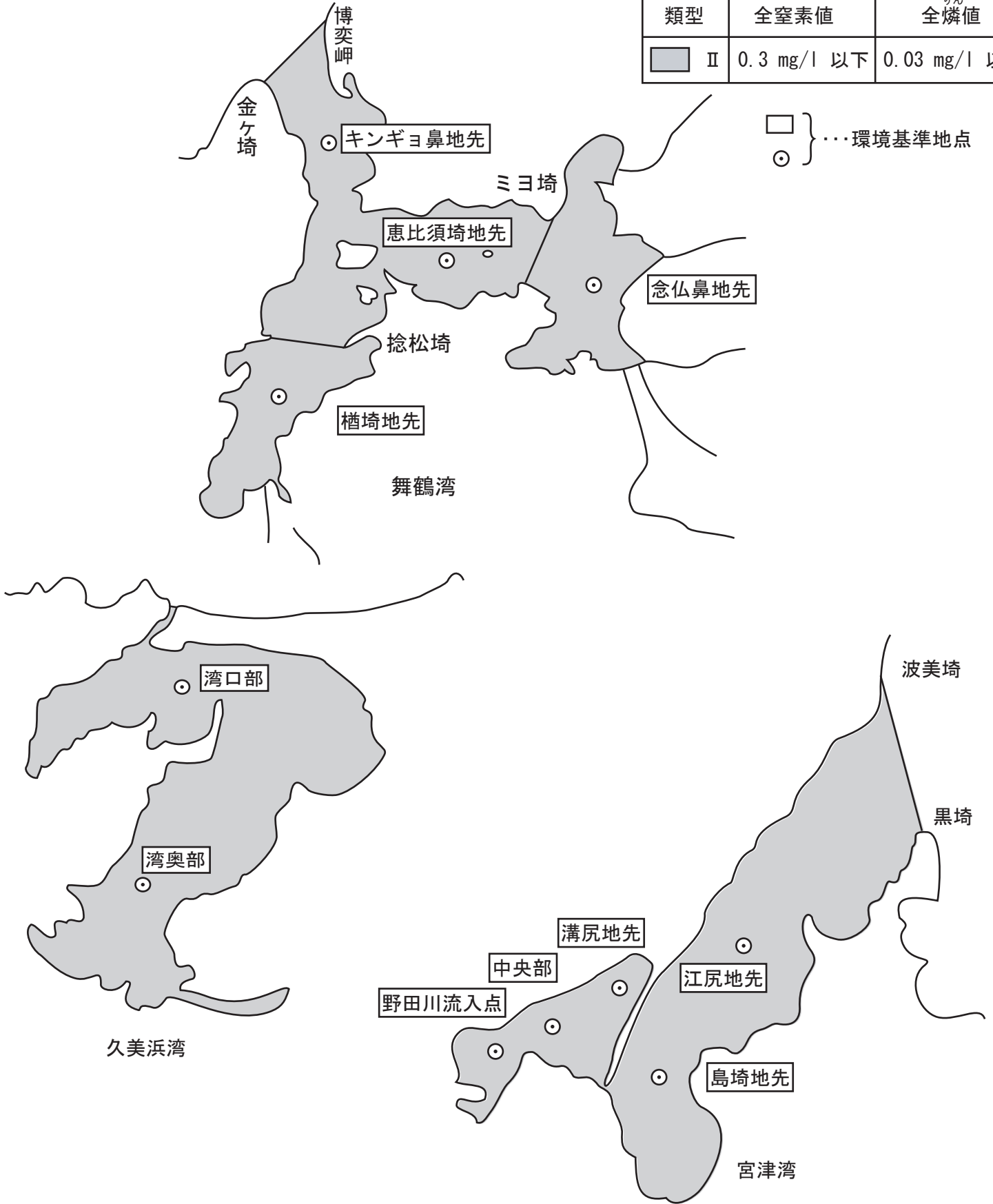
(ア) 南部河川

凡 例			
類型	海 域	河 川	
	COD値	BOD値	
	AA	—	1 mg/l 以下
	A	2 mg/l 以下	2 "
	B	3 "	3 "



(イ) 北部河川・海域

凡 例		
類型	全窒素値	全磷 <sup>りん</sup> 値
■ II	0.3 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下



(ウ) 海域の全窒素・全磷